

平成 21 年 12 月 18 日

主要事項・要望項目等に関する最終整理案

【納税環境整備関係】

租税に関する罰則の見直し（案）

○ 課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則（国税関係）について、次の措置を講じる。

（１） 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

① 脱税犯に係る法定刑の引上げ

イ 直接税及び間接税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を 10 年（現行 5 年（源泉所得税に係るものは 3 年））に引き上げる。ただし、航空機燃料税及び電源開発促進税については 5 年（現行 3 年）とし、印紙税については 3 年（現行 1 年）とする。

ロ 直接税及び間接税等の脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）を、直接税及び消費税については 1,000 万円（現行 500 万円）に、間接税等（消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税を除く。）については 100 万円（現行 50 万円（印紙税は 20 万円））にそれぞれ引き上げる。ただし、源泉所得税不納付犯に係るものは 200 万円（現行 100 万円）とし、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係るものは 100 万円（現行 50 万円）とする。

② 所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものを加えることとする。

③ 滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限を、納税者又はその財産を占有する第三者については 250 万円（現行 50 万円）に、これらの者の相手方については 150 万円（現行 30 万円）にそれぞれ引き上げる。

④ 所得税（源泉所得税に係るもの）、航空機燃料税及び電源開発促進税の納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個

人)としての罪の公訴時効期間は、代理人等(行為者)に係る罪の公訴時効期間によるものとする。

(2) 秩序犯に係る法定刑の引上げ等

① 秩序犯に係る法定刑の引上げ

イ 間接税等の申告書不提出犯、検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、記帳義務違反犯、免税物品の不正譲受渡犯及び免税用途外消費等の秩序犯(印紙税法 25 条 2 号、26 条に規定するものを除く。)並びに国税徴収法に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、直接税と同様に、1 年以下の懲役刑を設ける(現行は罰金刑のみ)。

ロ 直接税及び間接税等の秩序犯並びに国税通則法、国税徴収法、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、清酒製造業等の安定に関する特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、罰金刑の上限を 50 万円に引き上げる。ただし、印紙税法(25 条 2 号、26 条)、国税通則法(126 条)及び租税特別措置法(66 条の 4 第 12 項、68 条の 88 第 11 項)に規定するものは 30 万円とする。

ハ 納税貯蓄組合法(14 条)及び清酒製造業等の安定に関する特別措置法(19 条)に規定する過料の上限を 10 万円に引き上げる。

② 申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合を加えることとする。

③ 間接税等に設けられている科料規定を廃止する。

(3) 税務職員の守秘義務違反(秘密漏洩)に対する罰則の見直し

① 現行の所得税法等に規定されている守秘義務違反に対する罰金刑の上限を 100 万円(現行 30 万円)に引き上げる。

② 国税通則法に、国税の調査に関する事務に従事している職員（従事していた職員を含む。）の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を設けることとし、現行の所得税法等の規定を承継（削除）するほか、現在その規定がない間接税等の調査に関する事務、国税の犯則事件の調査及び国税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含めることとする。

（4） その他所要の規定の整備を行う。

（注1） 以上全体につき別紙参照。

（注2） 「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいう。

（注3） 上記の改正は、平成22年6月1日以後にした違反行為について適用する。

租税に関する罰則の見直し（国税関係）

1. 脱税犯

<条文等（現行）>	<改正案>	（現行）
○通脱・不正還付犯 ・所得税法 238 条、法人税法 159 条、相続税法 68 条、地価税法 39 条、消費税法 64 条	・懲役 10 年以下 ・罰金 1,000 万円以下（※1） ・所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るもの（所得税法 172 条）を加える。	・懲役 5 年以下 ・罰金 500 万円以下（※1）
・所得税法 239 条 1 項（源泉所得税の納税義務者）・244 条 2 項	・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下（※1） ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。	・懲役 3 年以下 ・罰金 50 万円以下（※1）
・酒税法 55 条、たばこ税法 28 条、たばこ特別税法 21 条、揮発油税法 27 条、地方揮発油税法 15 条、石油ガス税法 28 条、石油石炭税法 24 条、租特法 90 条の 7 第 1・2 項、輸徴法 23 条	・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下（※2）	・懲役 5 年以下 ・罰金 50 万円以下（※2）
・航空機燃料税法 20 条・22 条、電源開発促進税法 13 条・15 条	・懲役 5 年以下 ・罰金 100 万円以下（※1） ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。	・懲役 3 年以下 ・罰金 100 万円以下（※1）
・印紙税法 22 条	・懲役 3 年以下 ・罰金 100 万円以下（※2）	・懲役 1 年以下 ・罰金 20 万円以下（※2）
○無免許製造犯等 （酒税法 54 条）	・懲役 10 年以下 ・罰金 100 万円以下（※2）	・懲役 5 年以下 ・罰金 50 万円以下（※2）
○源泉所得税不納付犯（源泉徴収義務者） （所得税法 240 条・244 項 2 項）	・懲役 10 年以下 ・罰金 200 万円以下（※1） ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。	・懲役 3 年以下 ・罰金 100 万円以下（※1）

○滞納処分免脱犯

・国税徴収法 187 条 1・2 項 (納税者・その財産を占有する第三者)

・懲役 3 年以下
・罰金 250 万円以下

〔・懲役 3 年以下〕

・罰金 50 万円以下

・国税徴収法 187 条 3 項 (行為の相手方)

・懲役 2 年以下
・罰金 150 万円以下

〔・懲役 2 年以下〕

・罰金 30 万円以下

(※1) 脱税額が、定額刑を超える場合には、情状により、脱税額が罰金刑の上限となる。

(※2) 脱税額の 3 倍が、定額刑を超える場合には、情状により、脱税額の 3 倍が罰金刑の上限となる。

2. 秩序犯

【申告書不提出犯】

<条文等 (現行)>

・所得税法 241 条、法人税法 160 条、相続税法 69 条、地価税法 40 条、消費税法 66 条、酒税法 56 条

<改正案>

・懲役 1 年以下
・罰金 50 万円以下
・申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合を含める。

(現行)

〔・懲役 1 年以下
・罰金 20 万円以下〕

・たばこ税法 29 条

・懲役 1 年以下
・罰金 50 万円以下

〔・懲役なし
・罰金 20 万円以下〕

・揮発油税法 28 条 1・2 号、石油ガス税法 29 条 2・3 号、航空機燃料税法 21 条 1 号、石油石炭税法 25 条、電源開発促進税法 14 条 1 号

・懲役 1 年以下
・罰金 50 万円以下

〔・懲役なし
・罰金又は料料 10 万円以下〕

・印紙税法 24 条

・懲役 1 年以下
・罰金 50 万円以下

〔・懲役なし
・罰金又は料料 5 万円以下〕

【検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、記帳義務違反犯等】

<条文等 (現行)>

○検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯等

・所得税法 242 条、法人税法 161 条・162 条、相続税法 70 条、地価税法 41 条、消費税法 65 条、租特法 42 条の 3 第 1 項 (特定口座等)、国外送金法 7 条

<改正案>

・懲役 1 年以下
・罰金 50 万円以下

(現行)

〔・懲役 1 年以下
・罰金 20 万円以下〕

・消費税法 68 条、国税徴収法 188 条

・懲役 1 年以下
・罰金 50 万円以下

〔・懲役なし
・罰金 10 万円以下〕

・租税条約実施特例法 13 条 1 項

・懲役 6 月以下
・罰金 50 万円以下

〔・懲役 6 月以下
・罰金 20 万円以下〕

・租特法 66 条の 4 第 12 項・68 条の 88 第 11 項 (国外関連取引)	・罰金 30 万円以下	〔・罰金 10 万円以下〕
・国税通則法 126 条	・罰金 30 万円以下	〔・罰金 3 万円以下〕
○検査忌避犯、記帳義務違反等		
・酒税法 59 条、たばこ税法 30 条、たばこ特別税法 22 条、航空機燃料税法 21 条 2・3 号、電源開発促進税法 14 条 2・3 号	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は科料 10 万円以下 (たばこ税及びたばこ特別税は罰金のみ)〕
・酒税法 60 条、揮発油税法 29 条、地方揮発油税法 15 条の 2、石油ガス税法 30 条、石油石炭税法 26 条、租特法 90 条の 7 第 4 項、輸徴法 24 条	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は科料 5 万円以下〕
・印紙税法 25 条 1・3・4 号	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は科料 3 万円以下〕
・清酒業等安定法 18 条	・罰金 50 万円以下	〔・罰金 10 万円以下〕
・納税貯蓄組合法 14 条	・過料 10 万円以下	〔・過料 5 万円以下〕

【その他】

＜条文等（現行）＞	＜改正案＞	（現行）
○無免許販売業犯等（酒税法 56 条、租特法 87 条の 8 第 5 項）	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役 1 年以下 ・罰金 20 万円以下〕
○免税物品の不正譲受渡犯等（消費税法 67 条、日米相互協定臨特法 5 条 5 項）	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金 20 万円以下〕
○免許条件違反犯等（酒税法 58 条）		
○免税用途外消費（揮発油税法 28 条 3 号、石油ガス税法 29 条 1 号、租特法 90 条の 7 第 3 項）	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下	〔・懲役なし ・罰金又は科料 10 万円以下〕
○免税物品の不正譲受渡犯（日米地位協定臨特法 11 条 3 項）		
○納付印等密造犯（印紙税法 23 条）		
○届出書等不提出犯（印紙税法 25 条 2 号）	・罰金 30 万円以下	〔・罰金又は科料 3 万円以下〕
○印紙不消印犯等（印紙税法 26 条）	・罰金 30 万円以下	〔・罰金又は科料 1 万円 (注) 以下 (注) 罰金等臨時措置法により 2 万円〕
○監督命令違反犯等（清酒業等安定法 19 条）	・過料 10 万円以下	〔・過料 1 万円以下〕

3. 税務職員の守秘義務違反（秘密漏洩）の罪

<条文等（現行）>	<改正案>	（現行）
<p>○秘密漏洩 （所得税法 243 条、法人税法 163 条、相続税法 72 条、地価税法 42 条、消費税法 69 条、租特法 42 条の 3 第 3 項（特定口座等）、租税条約実施特例法 13 条 2 項、国外送金法 8 条）</p>	<p>・懲役 2 年以下 ・罰金 100 万円以下</p>	<p>・懲役 2 年以下 ・罰金 30 万円以下</p>
○【新設・削除】	<p>国税通則法に、国税の調査に関する事務に従事している職員（従事していた職員を含む。）の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設け、現行の所得税法等の規定を承継（削除）するほか、現在その規定がない間接税等の調査に関する事務、国税の犯則事件の調査及び国税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含める。</p>	

（法律名の略称）

「たばこ特別税法」：一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

「輸徴法」：輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

「租特法」：租税特別措置法

「国外送金法」：内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

「租税条約実施特例法」：租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

「日米地位協定臨特法」：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

「日米相互協定臨特法」：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

「清酒業等安定法」：清酒製造業等の安定に関する特別措置法